

# 評議員報酬規程

公益財団法人大阪陸上競技協会

規則第4号  
平成23年4月1日

(報酬)

第1条 評議員は無報酬とする。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(公益認定に伴い公益名称を使用2021.4.1)